

改定65歳以上の介護保険料を

高齢者福祉課介護保険係

☎ 0824-73-1167



4月から65歳以上の方の介護保険料を改定しました。介護保険制度では、65歳以上の方の保険料を3年ごとに見直すことになりましたが、平成21年度がその改定の年に当たります。

これまで県内で最も安い保険料で、基金を取り崩しながらんとか介護保険事業を運営してきましたが、高齢者人口・要介護認定者数・保険給付費の推計と、介護サービス充実の観点から、今回保険料を引き上げることになりました。

これまでの保険料を整備する必要があります。

③基金が大幅減少

平成21年度は平成18年度に比べて、基金が大幅に減少する見込みです。

※平成21年度から、低所得者に対する配慮や制度の公平性の観点から、所得段階区分の第4段階を細分化しました。また、平成16・17年の税制改正の影響を受けた高齢者に対し、平成18年度～20年度の3年間、本来の保険料よりも安い保険料とした激変緩和措置を終了しました。すでに当該税制改正から3年が経過しており、税制改正の影響を受けなかつた高齢者や、当該税制改正以降65歳になつた高齢者との均衡を考慮するものです。(16ページの表を参照)

ガイドブックを配布

4月からの介護保険制度の主な改

正点や介護保険制度のしくみ、介護サービスの利用手順・利用方法などを冊子にまとめた「介護保険のガイドブック」を配布します。ご活用ください。

高齢者福祉計画・
介護保険事業計画を策定

保険料の改定と合わせて、「高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」

※認定調査員とは、庄原市担当職員やケアマネージャー、施設職員などです。

4月から要介護認定の認定調査項目が一部変更になりました。
新たに「買い物」や「簡単な調理」など6項目を追加し、14項目を削除します。

今回の見直しによって、要介護認定調査を行います。

新たな仕組みが変わらぬわけではありません。公平・公正な認定判定を行います。

制度の円滑な運営に努めます。

認定調査項目の見直し

4月から要介護認定の認定調査項目が一部変更になりました。

本人の心身の状態を確認するために、認定調査員が自宅などを訪問し、面談や家族などからの聞き取りにより認定調査を行います。

この計画は、市ホームページのほか、高齢者福祉課および各支所でご覧いただけます。

申請月	交付枚数
① 4月から6月まで	25枚
② 7月から9月まで	20枚
③ 10月から12月まで	15枚
④ 1月から3月まで	10枚

■交付枚数(1枚3千円分)
申請月により交付枚数が異なります。

在宅高齢者紙おむつ購入助成券



■在宅高齢者の該当要件

市は、紙おむつを必要とする重度の要介護者を在宅で介護している同居家族などに対して、その経済的負担の軽減を図るために、在宅高齢者紙おむつ購入助成券を交付しています。

市は、紙おむつを必要とする重度の要介護者を在宅で介護している同居家族などに対して、その経済的負担の軽減を図るために、在宅高齢者紙おむつ購入助成券を交付しています。

①市内に住所があつて居住し、紙おむつを必要とする状態にある人
②申請時に、要介護認定で要介護3度または4度または5度と判定されている人
③施設に入院・入所している期間などは使用できません。使用の事実がわかつた場合、助成額の一部または全額を返還していただきます。

該当要件の①、②に該当する人を在宅で介護している同居家族で申請時にその世帯が市民税非課税の場合は交付します。

※施設に入院・入所している期間などは使用できません。使用の事実がわかつた場合、助成額の一部または全額を返還していただきます。

印鑑を持参し、高齢者福祉課介護保険係または各支所保健福祉室・市民生活室へ在宅高齢者紙おむつ購入助成券交付申請書を提出してください。(申請書は高齢者福祉課介護保険係・各支所・市内居宅介護支援事業所にあります。申請には必要です)

■申請方法

印鑑を持参し、高齢者福祉課介護保険係または各支所保健福祉室・市民生活室へ在宅高齢者紙おむつ購入助成券交付申請書を提出してください。(申請書は高齢者福祉課介護保険係・各支所・市内居宅介護支援事業者などの確認印が必要です)

所得段階区分	対象者	平成16・17年の税制改正の影響を受けて所得段階が上昇された方(激変緩和措置対象者)	現行保険料月額
			平成20年度
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方		1,703円
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で本人の公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下の方		1,703円
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税で本人の公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円を超える方		2,554円
第4段階	・本人が市町村民税非課税で、世帯に市町村民税課税者がいる方で、本人の公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下の方	第1段階から第4段階に上昇された方	2,826円
		第2段階から第4段階に上昇された方	2,826円
		第3段階から第4段階に上昇された方	3,099円
		税制改正の影響を受けない第4段階の方	3,405円
	・本人が市町村民税非課税で、世帯に市町村民税課税者がいる方で、本人の公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円を超える方	第1段階から第4段階に上昇された方	2,826円
第5段階		第2段階から第4段階に上昇された方	2,826円
		第3段階から第4段階に上昇された方	3,099円
		税制改正の影響を受けない第4段階の方	3,405円
	・本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方	第1段階から第5段階に上昇された方	3,405円
		第2段階から第5段階に上昇された方	3,405円
第6段階	・本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の方	第3段階から第5段階に上昇された方	3,677円
		第4段階から第5段階に上昇された方	3,950円
		税制改正の影響を受けない第5段階の方	4,256円
		第1段階から第6段階に上昇された方	5,107円
		第2段階から第6段階に上昇された方	5,107円